

3. 特別会計等の見直し

- ・ 所管特別会計について、公共事業関係5特別会計を平成20年度に統合し社会資本整備事業特別会計とするとともに、自動車関係2特別会計を平成20年度に統合し自動車安全特別会計とする等の見直しを行う。
- ・ 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づく見直しを進める。

《特別会計の見直し》

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、「特別会計に関する法律案」（平成19年1月25日閣議決定）において、平成18年度末に全ての特会法を廃止するとともに、平成19年度以降について、各特会に共通する会計手続きに係る統一的な準則と個別の特会の設置に必要な事項を定めている。

国土交通省所管の特別会計では、以下の見直しを行う。

(1) 公共事業関係特別会計について

①統廃合について

- ・ 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金通特別会計を、平成20年度に統合し、名称は「社会資本整備事業特別会計」。

②勘定の設置

- ・ 勘定区分については、現行7勘定から道路整備、治水、港湾、空港整備、業務の5勘定とする（都市開発資金の貸付けは、業務勘定において経理）。

③その他

- ・ 道路整備勘定、治水勘定における借入金に関する規定を廃止。

(2) 自動車関係特別会計について

①統廃合について

- ・ 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計を、平成20年度に統合し、名称は「自動車安全特別会計」。

②勘定の設置

- ・ 勘定区分については、現行4勘定から、保障、自動車検査登録、自動車事故対策（附則）の3勘定とする。

③その他

- ・ 自動車損害賠償保障事業の借入金規定を廃止する一方、自動車検査登録事業の借入金規定を追加。

【関連特別会計(財務省・国土交通省共管)について】

○特定国有財産整備特別会計

①統廃合について

・特定国有財産整備特別会計を平成22年度に一般会計に統合。

②その他

・特会の経理対象となる事務及び事業を必要な範囲に限定。

○平成19年度予算においては、所管の特別会計について、引き続き事業の重点化・効率化等を進めるとともに、平成20年度の統合に向けて、複数事業間の連携の強化、業務の一元化・効率化等について検討を進める。〔関係資料8 (P.67)〕

《道路特定財源の見直し》

○平成19年度予算については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」を踏まえ、現行制度の枠内で、納税者の理解を得つつ、既存高速道路網の効率的活用・機能強化に向けた料金社会実験等へ用途を拡大した上で、

①一般財源の額を1,806億円(平成18年度472億円)に拡大するとともに、

②平成18年度補正予算において、安全・安心の観点から道路の分野でも1,480億円の緊急防災対策を前倒しで行うことに鑑み、当該額についても、道路及び関連施策には充当しないこととする。

○また、「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づく見直しを進める。〔関係資料9 (P.68)〕